

第82号議案

公有水面埋立免許について意見を述べる件（兵庫区中之島1丁目及び築地町地先）

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により，神戸港港湾管理者から兵庫区中之島1丁目及び築地町地先公有水面埋立免許について，次のとおり市長の意見を求められたので，「当該公有水面埋立については，異議ない。」と回答する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神 港 み 経 第 315 号

令 和 元 年 7 月 3 日

神 戸 市 長 様

神 戸 港 港 湾 管 理 者 神 戸 市

代 表 者 神 戸 市 長 印

神 戸 港 港 湾 区 域 内 の 公 有 水 面 埋 立 て に つ い て (照 会)

令 和 元 年 6 月 13 日 付 け で ， 神 戸 市 か ら ， 公 有 水 面 埋 立 法 (大 正 10 年 法 律 第 57 号) 第 2 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き ， 別 添 の と お り 公 有 水 面 埋 立 免 許 の 出 願 が あ り ま し た の で ， 同 法 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 貴 意 を 得 た く 照 会 い た し ま す 。

な お ， 同 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 議 会 の 議 決 を 経 て ， 議 決 書 の 写 し を 添 え て ， 4 箇 月 以 内 に 回 答 さ れ る よ う お 願 い い た し ま す 。

別添

1 出願の要領

(1) 出願人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

ア 出願人の名称

神戸市

イ 出願人の住所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

ウ 代表者の氏名

神戸市長 久元 喜造

(2) 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

ア 埋立区域

(7) 位置

神戸市兵庫区中之島1丁目21番地、22番地及び99番地の1に接する無番地に存する岸壁敷並びに同区中之島1丁目122番地及び122番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区築地町28番地及び33番地に接する無番地に存する物揚場敷の地先公有水面

(4) 区域

次の①の地点から②の地点まで結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ平成31年春分の満潮位（+K.P.+1.95m）における公有水面と既設の岸壁の境界線、③の地点と④の地点及び④の地点と⑤の地点及び⑤の地点と⑥の地点及び⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成31年春分の満潮位（+K.P.+1.95m）における公有水面と既設物揚場の境界線、⑦の地点と⑧の地点を結ぶ平成31年春分の満潮位（+K.P.+1.95m）における公有水面と既設物揚場との境界線により囲まれた区域

①の地点 基点（三級基準点 10A45 北緯34度39分59.61秒 東経135度10分48.70秒）から306度01分56秒

227.57mの地点

②の地点 ①の地点から98度58分40秒

188.96mの地点

- ③の地点 ②の地点から205度31分50秒
114.06mの地点
- ④の地点 ③の地点から272度39分02秒
5.15mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から182度47分40秒
4.00mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から272度47分27秒
135.17mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から2度47分40秒
4.00mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から273度05分05秒
3.01mの地点

(ウ) 面積

19,870.14平方メートル

イ 埋立てに関する工事の施行区域

(ア) 位置

神戸市兵庫区中之島1丁目21番地,22番地及び99番地の1に接する無番地に存する岸壁敷並びに同区中之島1丁目122番地及び122番地に接する無番地に存する物揚場敷並びに同区築地町28番地及び33番地に接する無番地に存する物揚場敷の地先公有水面,並びに同区中之島1丁目21番地,22番地及び99番地の1に接する無番地に存する岸壁敷及び同区中之島1丁目122番地及び122番地に接する無番地内及び同区築地町28番地及び33番地に接する無番地内

(イ) 区域

次の各点を順次結んだ線及びアの地点とオの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 基点(三級基準点10A45 北緯34度39分59.61秒 東経135度10分48.70秒)から313度11分53秒
269.89mの地点

イの地点 アの地点から93度45分38秒
220.67mの地点
ウの地点 イの地点から180度11分07秒
57.80mの地点
エの地点 ウの地点から205度33分35秒
140.25mの地点
オの地点 エの地点から272度47分28秒
168.36mの地点

(7) 面積

38,532.91平方メートル

(3) 埋立地の用途

中央卸売市場用地，ふ頭用地

(4) 出願の年月日

令和元年6月13日

2 添付書類

公有水面埋立免許願書（写し）

理 由

公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定により，議会の議決を経る必要があるため。

(参考 1)

公有水面埋立法 ぬきがき

第2条 埋立ヲ為サムトスル者ハ都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項ノ指定都市ノ区域内ニ於テハ当該指定都市ノ長以下同ジ）ノ免許ヲ受クヘシ

2 前項ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ都道府県知事ニ提出スベシ

- (1) 氏名又ハ名称及住所並法人ニ在リテハ其ノ代表者ノ氏名及住所
- (2) 埋立区域及埋立ニ関スル工事ノ施行区域
- (3) 埋立地ノ用途
- (4) 設計ノ概要
- (5) 埋立ニ関スル工事ノ施行ニ要スル期間

3 略

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

2, 3 略

4 市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

(参考 2)

港湾法（昭和25年法律第218号） ぬきがき

（他の法令との関係）

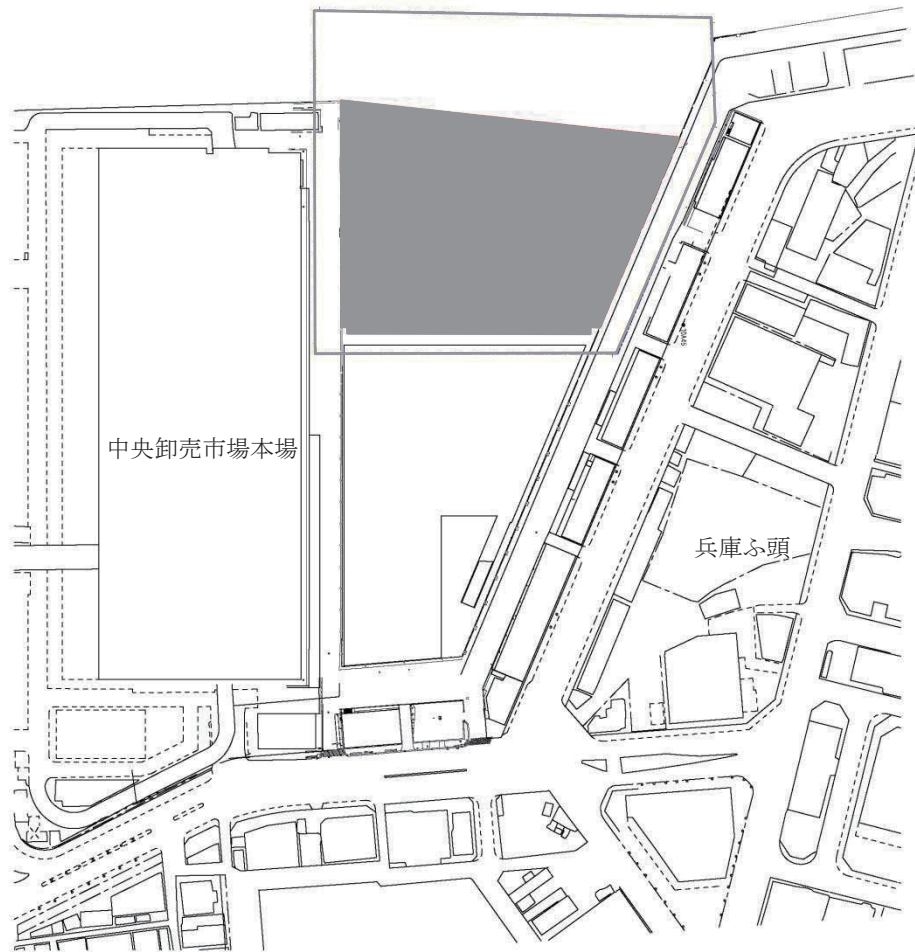
第58条 略

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区域内にあつては、当該指定都市の長。以下この項において同じ。）の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については港湾管理者（河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者）が行う。

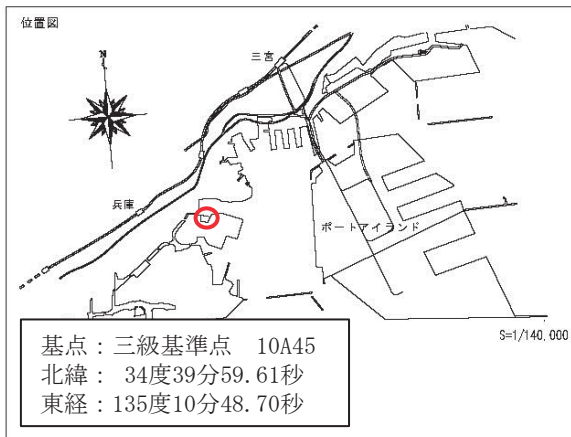
3, 4 略



(議案参照図)

兵庫区中之島1丁目及び築地町地先公有水面埋立区域図



S=1/4,000



凡 例		
	免許に係る埋立区域	19,870.14 平方メートル
	埋立てに関する工事の施行区域	38,532.91 平方メートル